

# 福生 Farmer

- 農業委員会だより -

発行  
福生市農業委員会

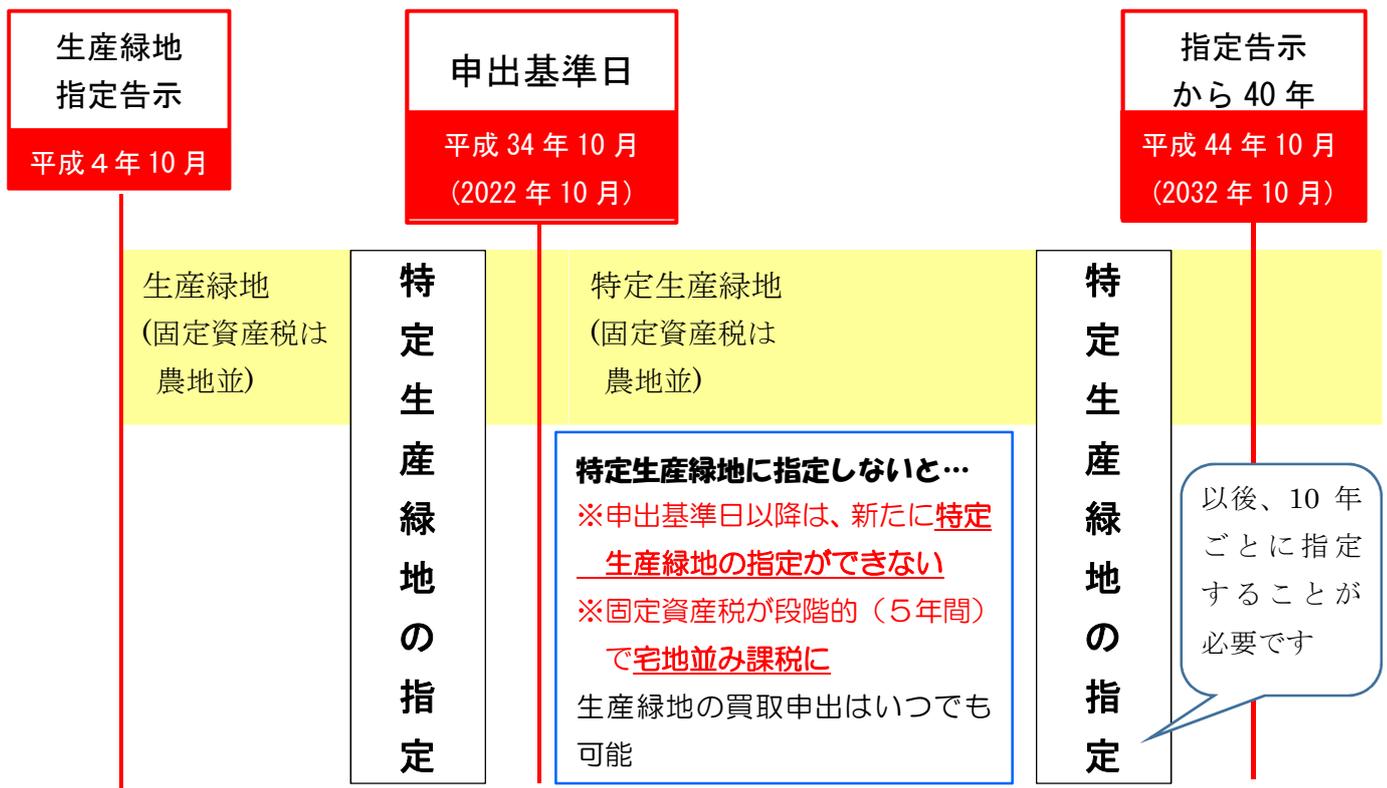
## 特定生産緑地制度が創設されました

2022 年に、平成 4 年に指定した生産緑地が一斉に 30 年目を迎えるため、生産緑地法の一部が改正され、特定生産緑地制度が平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

特定生産緑地制度は、現在の生産緑地の指定告示から 30 年目を迎える前に買い取り申し出の開始時期を所有者等が自らの意思により 10 年延長する制度で、①**特定生産緑地に指定すると**、固定資産税などの農地課税が継続され、新たに相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能になります。②**特定生産緑地に指定しない場合は**、いつでも生産緑地の買い取り申し出が可能となる一方で、固定資産税が段階的に宅地並課税に移行するほか、新たに相続税納税猶予制度の適用が受けられなくなります。

まずは、所有する生産緑地それぞれの筆の生産緑地がいつ指定を受けたかを把握することが大切です。いつ指定を受けたかにつきましては、[福生市役所まちづくり計画課計画グループ](#)（TEL:042-551-1952）までお問い合わせください。

また、制度の詳細につきましては、[福生市農業委員会事務局](#)（福生市役所シティセールス推進課内）までお問い合わせください。



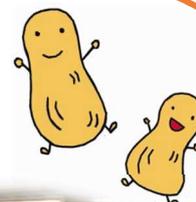
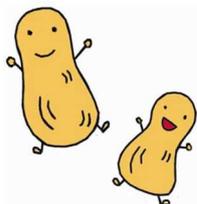
# 農地パトロールを実施します！！

今年は、平成30年10月15日（月）に市内生産緑地を対象とした農地パトロールを実施します。生産緑地法では、「農地を適正に管理すること」と規定されており、不耕作が続くと違反状態となります。

さらに、相続税納税猶予制度を受けている場合は、税制上の優遇を受けられなくなる恐れがあります。農地の適正な管理をお願いいたします。



## 今年も、落花生祭りが 開催されます！



J Aにしたま福生支店直売所で、今年も落花生祭りを開催します！

市内農業者が生産した落花生を、ぜひご賞味ください！

【日時】9月25日（火）午前9時～  
（売り切れ次第終了）

【場所】J Aにしたま福生支店直売所  
詳しくは、J Aにしたま福生支店直売所もしくは、福生市農業委員会事務局（福生市役所シティセールス推進課内）までお問い合わせください。

